

特定非営利活動法人ロカーレ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ロカーレという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区志村一丁目10番10号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、定期的な子供食堂の運営をすることによって、子供達に食の提供と居場所をつくり、地域の子供達の笑顔を見守り、健全な心身の育成と、安心して過ごせる居場所を提供する。そして子供達へ学習機会を提供するため保護者の方も一緒に参加できるレクリエーションやイベントを開催することによって地域の子供達の健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子供食堂、子供の居場所の提供事業
- (2) 子供に学習機会を提供するためのレクリエーション及びイベント開催事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号に一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定款)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
 - (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務

を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて召集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保できるものに限る。以下同じ）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事から14条第5項第5号の規定に基づき召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、第27条第4項に規定するネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者、又はオンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画書及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経、総会において報告しなければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、主たる事務局の公衆の見やすい場所に提示するとともに、官報に掲載する方法で行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務局の公衆の見やすい場所に提示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	井料	恵子
理 事	間中	倫平
理 事	吉田	愛理
理 事	小原	伊織
監 事	宗像	勝巳
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正 会 員 (個人・団体)	1, 0 0 0 円
	賛助会員 (個人・団体)	1口 1, 0 0 0 円 (1口以上)

役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 _____ ロカール _____

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 <small>（どちらかに○）</small>	<small>（フリガナ）</small>		報酬の有無 <small>（どちらかに○）</small>	役職名等
		氏	名		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input type="checkbox"/> 監事	(イリョウ ケイコ)	井料 恵子	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	代表理事
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input type="checkbox"/> 監事	(マナカ リンペイ)	間中 倫平	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input type="checkbox"/> 監事	(オバラ イオリ)	小原 伊織	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input type="checkbox"/> 監事	(ヨシダ アイリ)	吉田 愛理	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
5	理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	(ムナカタ カツミ)	宗像 勝巳	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
6	理事・ <input type="checkbox"/> 監事			有・無	
7	理事・ <input type="checkbox"/> 監事			有・無	
8	理事・ <input type="checkbox"/> 監事			有・無	
9	理事・ <input type="checkbox"/> 監事			有・無	
10	理事・ <input type="checkbox"/> 監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 ロカレ

1 事業実施の方針

令和8年度は板橋区志村地区、小豆沢地区に住む子供やその親を対象とした子供食堂を実施すると共にイベント等の催しを開催して子供の居場所を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,088】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子供食堂、子供の居場所の提供事業	板橋区志村地区、小豆沢地区近隣に住む子供やその保護者を対象とした子供食堂を実施する。	毎月1回	板橋区立志村コミュニティホール	10人	板橋区志村地区小豆沢地区の近隣住民	900人	780
子供に学習機会を提供するためのレクリエーション及びイベント開催事業	板橋区志村地区、小豆沢地区近隣に住む子供に学習機会を提供するため保護者も一緒に参加できるレクリエーション及びイベントを開催する。	毎月1回	板橋区立志村コミュニティホール	10人	板橋区志村地区小豆沢地区の近隣住民	900人	308

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和 9 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 ロカーレ

1 事業実施の方針

令和9年度は板橋区志村地区、小豆沢地区に住む子供やその親を対象とした子供食堂を実施すると共にイベント等の催しを開催して子供の居場所を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,546】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子供食堂、子供の居場所の提供事業	板橋区志村地区、小豆沢地区近隣に住む子供やその保護者を対象とした子供食堂を実施する。	毎月1回	板橋区立志村コミュニティホール	10人	板橋区志村地区小豆沢地区の近隣住民	1,200人	1,158
子供に学習機会を提供するためのレクリエーション及びイベント開催事業	板橋区志村地区、小豆沢地区近隣に住む子供に学習機会を提供するため保護者も一緒に参加できるレクリエーション及びイベントを開催する。	毎月1回	板橋区立志村コミュニティホール	10人	板橋区志村地区小豆沢地区の近隣住民	1,200人	388

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ロカール

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
[A]	経常収益		
1	受取会費		12,000
	正会員受取会費	12,000	
	賛助会員受取会費		
2	受取寄附金		900,000
	受取寄附金	900,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		360,000
	受取補助金	360,000	
4	事業収益		
	子供食堂、地域の食堂、子供の居場所の提供事業収益		
5	その他の収益		
	受取利息		
経常収益計			1,272,000
[B]	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		315,000
	給料手当	315,000	
	役員報酬		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		773,800
	会議費	27,000	
	旅費交通費	3,600	
	施設等評価費用		
	減価償却費		
	印刷製本費	37,000	
	食材費	556,500	
	会場使用料	140,700	
	イベント代	9,000	
事業費計			1,088,800
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		50,879
	消耗品費	9,000	
	水道光熱費		
	通信運搬費		
	地代家賃		
	旅費交通費		
	減価償却費		
	保険料	29,159	
管理費計			38,159
経常費用計			1,126,959
当期	経常増減額	[A] - [B] . . . ①	145,041
[C]	経常外収益		0
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
[D]	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期	経常外増減額	[C] - [D] . . . ②	0
税引前	当期正味財産増減額	①+② . . . ③	145,041
	法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000
	設立時繰越正味財産額 . . . ⑤		0
次期	繰越正味財産額	③-④+⑤	75,041

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ロカール

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			12,000
正会員受取会費		12,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			1,200,000
受取寄附金		1,200,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			480,000
受取補助金		480,000	
4 事業収益			
子供食堂、地域の食堂、子供の居場所の提供事業収益			
5 その他の収益			
受取利息			
経常収益計			1,692,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			420,000
給料手当		420,000	
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			1,126,400
会議費		36,000	
旅費交通費		4,800	
施設等評価費用			
減価償却費			
印刷製本費		36,000	
食材費		742,000	
会場使用料		187,600	
イベント代		120,000	
事業費計			1,546,400
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			50,879
消耗品費		12,000	
水道光熱費			
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費			
減価償却費			
保険料		38,879	
管理費計			50,879
経常費用計			1,597,279
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			94,721
(C) 経常外収益			0
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			94,721
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			75,041
次期繰越正味財産額③-④+⑤			99,762

特定非営利活動法人ロカール 設立趣旨書

日本は、名目GDPが現在でも第4～5位と世界有数の経済大国ではありますが、格差社会の中で子供の相対的貧困率は7人に1人とも言われており、これはOECD加盟国の中でも最悪の水準にあります。

経済的な困窮は、十分な食事、教育、体験の機会を奪い、学力低下や心身の健康リスク、将来の貧困の連鎖を招く深刻な社会問題となっております。

特にひとり親家庭における貧困率はその他に比べて非常に高いため、社会全体での支援と環境整備が必要と考えられております。

このような状況下では、家庭の経済力の問題から十分な教育が受けられず、学習意欲の低下や進学断念につながったり、子供の栄養バランスの偏り等、健康にも影響が出るのが懸念されております。

またその結果、貧困家庭で育った子供が進学や就職を制限され、大人になってからも低賃金の非正規雇用にしか就けず、貧困の連鎖から抜け出せないケースが多くなることが考えられます。

私たちは、このような社会情勢の中で子供に十分な食事を与え、また教育に繋がる学習機会を与えるためイベントを開催することによって様々な体験をしてもらい、子供の居場所を提供していきます。

私たちは、これまでも一般社団法人として同様の活動を2年弱の期間に渡り、継続してまいりました。

しかしながら、一般社団法人であるため、寄付を申し出てくれる団体にも制限が掛り、何より私たちの事業が本当に必要とされる子供や保護者に対して、行政機関等が個人情報保護を理由に十分な情報発信ができないのが実情です。

したがって特定非営利活動法人になることによって、これらの障壁を取り払い、更なる事業の拡充を目指すべく、特定非営利活動法人となることを決意しました。

特定非営利活動法人になった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた書類の作成・提出、一般社会への情報公開等を適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。

私たちは、将来の日本社会を担う子供たちの健全な育成に寄与することを目指します。

申請に至るまでの経緯

令和 6 年 4 月 一般社団法人ロカール設立
以後、毎月1回子供食堂、各種イベントを開催

令和 8 年 3 月 3 日

設立代表者

氏名 井料 恵子